

【特定建設作業に係る騒音及び振動の規制基準】

	区域区分	騒音	振動	備考
基準値	－	85d	75d	
作業禁止時間	1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時		(1) (2) (3) (4)
	2 号区域	午後10時～翌日午前 6 時		
最大作業時間	1 号区域	1 0 時間／日		(1) (2)
	2 号区域	1 4 時間／日		
最大作業日数	－	連続 6 日		(1) (2)
作業禁止日	－	日曜日その他の休日		(1) (2) (3) (4) (5)

＊1 騒音・振動における基準値は、敷地境界の値が適用となります。

＊2 区域区分

【1号区域】：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

【2号区域】：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館
特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域を除く区域

＊3 適用除外

- (1) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- (3) 鉄道または軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- (4) 道路法または道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- (5) 変電所の変更工事で特に行う必要がある場合